

高齢期の生活保障

総論：「全世代型社会保障」政策は 勤労者の高齢期生活をどう変えるか

浜岡 政好

はじめに—「全世代型社会保障」政策の 深化と加速化する国民生活の危機—

岸田内閣はロシアのウクライナ侵略で物価の異常な上昇が続くなか、2022年10月から75歳以上高齢者の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げを強行した。そして10月以降も、2023年度に向けて全世代型社会保障構築会議や社会保障審議会などを舞台に矢継ぎ早に後期高齢者等に対する負担増が打ち出されている。こうした高齢者に対する相次ぐ負担増は、現役世代の負担を減らして「世代間の公平性」を保つ「全世代型社会保障」政策が大義名分とされている。岸田内閣の「全世代型社会保障構築会議」のなかでは、「後期高齢者の2割負担の導入について、大きな混乱なくこの10月から実施に至ったことは、まさにこの会議の『全世代型』の考え方が国民にも浸透しているからではないか」という意見まで出ている（熊谷委員、全世代型社会保障構築会議2022年11月11日）。

マスメディアも、「全世代型社会保障」政策における高齢者への負担増の動きを叱咤激励している。京都新聞は、「踏み切るか高齢者負担」という見出しを付けて共同通信論説委員の次のような記事を載せている。大型の選挙のない今こそ「国

民から総スカンを食うほど不人気であっても、日本の将来のためには避けて通れない政策に正面から取り組むチャンスのはずだ。その政策の筆頭は、子どもや孫、さらにその先の将来世代へのツケ回しをやめるため、今の高齢者にも能力に応じ負担増をお願いすることだろう。…首相は参院選後、『全ての世代で公平に支え合う仕組みが必要だ』として『全世代型社会保障構築本部』を推進エンジンに、高齢者のさらなる負担増の検討に入った。しかし、統一協会問題などで内閣支持率が急落するなかで、「物価高で苦しい年金生活者の負担増に、首相は踏み切れるのか」（2022年11月3日朝刊）。

「全世代型社会保障」の考え方が国民に浸透しているかどうかは怪しいものだが、「全世代」というキーワードが政府の高齢者の負担増を正当化する錦の御旗のようにになっていることは確かである。この「全世代型」という社会保障制度「改革」構想は「社会保障と税の一体改革」のなかで唱えられはじめ、当時は高齢者の負担増よりも社会保障給付を若い世代へ拡充するには消費税増税が不可欠であることを説くことにアクセントがおかれていた。構想から10余年を経て、「全世代型社会保障」改革は現実化され、今や若い世代の社会保障拡充のために高齢期の社会保障破壊を当然視する政策に深化してきている。コロナ禍での勤労国

民の生活危機を背景に世代間競争を煽っているの
である。

小稿では「社会保障と税の一体改革」以降の「全
世代型社会保障」政策の変遷をたどりながら、こ
の政策が社会保障をどのように変質させ、また勤
労者の老後生活をいかなるものにしてきているか
を見ることにする。

1 「全世代型社会保障」政策の登場と その背景

(1) 「社会保障・税一体改革」と全世代対応型 社会保障構想の登場

「全世代型の社会保障」という構想が打ち出さ
れたのは、「社会保障と税の一体改革」の流れの
なかで設置された、民主党・菅内閣の「社会保障
改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への
社会保障ビジョン～」(2010.12)であった。これ
は社会保障財源として消費税の基幹性を主張する
ものであったが、勤労国民に負担増を受容させる
ために、社会保障改革の5つの原則をあげ、その
中に「切れ目なく全世代を対象とした社会保障…
主に高齢世代を給付対象とする社会保障から全世
代対応型の保障への転換」と「未来への投資とし
ての社会保障…子ども・子育て支援等を中心に、
未来への投資としての性格を強める」ことが掲げ
られていた。

この未来への投資論は「現役世代で見返り感が
乏しいまま負担感が増し、制度不信が高まっている」
状況下での、さらなる負担増による反発を回避し
ようという思惑からであった。この「有識者検討
会報告」には「全世代対応型」というキーワード
のその後の使われ方の原型が示されている。「今
回の社会保障改革では、…より受益感覚が得られ、
納得感のある社会保障を実現するとともに、世代
間の公平の見地から、社会保障制度を『全世代対

応型』へと転換することにより、就学前、学齢期、
若年層から高齢期までを通じて、一貫した支援の
実現を目指す」としている。

この「全世代対応型」への社会保障制度の転換
構想は、社会保障改革の必要性の論拠として「社
会保障・税一体改革大綱」(2012年2月)に盛り
込まれた。「…社会保障を持続可能なものとする
ためには、給付は高齢世代中心、負担は現役世代
中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・
負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・
世代内の公平が確保された制度へと改革していく
ことが必要である。」しかし、「有識者検討会報告」
では「全世代対応型」のポイントが現役世代への
給付の拡充に置かれていたのが、この大綱では社
会保障の持続性の観点から、「全世代対応」は給
付と負担の両面での世代間・世代内の公平性へと
強調点に変化している。

その後、自民党、民主党、公明党の3党合意に
よる「社会保障制度改革推進法」(2012年8月)
が成立し、それを受けて「社会保障制度改革国民
会議」が設置され、翌2013年8月には「確かな
社会保障を将来世代に伝えるための道筋」という
サブタイトルの付いた国民会議報告書がまとめら
れた。そこでは、「全世代対応」は次のように表
記されている。

『21世紀(2025年)日本モデル』の社会保
障については、必要な財源を確保した上で、子
ども・子育て支援を図ることや、経済政策・雇
用政策・地域政策などの施策と連携し、非正規
雇用の労働者の雇用の安定・処遇の改善を図る
こと等を始めとしてすべての世代を支援の対象
とし、また、すべての世代が、その能力に応じ
て支え合う全世代型の社会保障とすることが必
要である。」(下線は筆者)

ここでは全世代型社会保障を「21世紀(2025
年)日本モデル」と呼び、その改革の力点は、「社

会保障の持続可能性、世代間の公平という観点」から社会保障給付を現役世代に拡充することで若い世代の負担感を和らげ、併せて現役世代や将来世代の負担を軽減するために、高齢者を含む「現在の世代」の負担（消費税、社会保険料、窓口負担等）を増やすことに置かれた。この「社会保障と税の一体改革」路線の設計図に基づいて「社会保障制度改革プログラム法」（2013年12月）が策定され、その後はそのプログラムに沿って「社会保障の持続可能性、世代間の公平」を大義にした社会保障制度各分野の「改革」が進められてきた。その「改革」の中味は、介護保険制度に典型的に現れているように社会保障制度の給付縮減と負担の増大であった。

（2）アベノミクスと「全世代型社会保障改革」のスタート

安倍政権の経済成長重視の経済政策の下で、それまでの「社会保障と税の一体化」路線による社会保障財源としての消費税増税等の負担増が追求されるとともに、成長戦略の中に位置づけられた社会保障の「商品化・市場化」が加速された。

2015年10月に発足した第3次安倍内閣では、アベノミクスの第2ステージとして「ニッポン一億総活躍プラン」が掲げられ、その具体策として「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新「三本の矢」が打ち出された。この新「三本の矢」は「強い経済」を生み出すために「一億総活躍社会」体制（安い労働力としての女性と高齢者等の動員体制）の構築を目指すもので、社会保障の縮小・変容とがセットになった総働き体制づくりである。経済成長のための「労働力不足」が強く意識されている。

こうした流れの中で、「Society 5.0」の具体化を図る内閣の成長戦略の司令塔である「未来投資

会議」において2018年10月に「成長戦略の重点分野」として、「SDGsに向けた Society5.0 の実現」とともに「全世代型社会保障への改革」が取り上げられ、「生涯現役社会の実現に向けて、意欲ある高齢者に働く場を準備する。併せて、新卒一括採用の見直しや中途採用の拡大、労働移動の円滑化といった雇用制度の改革について検討を開始する。また、人生百年時代をさらに進化させ、寿命と健康寿命の差を限りなく縮めることを目指す。現役時代から自らの健康状態を把握し、主体的に健康維持や疾病・介護予防に取り組み、現役であり続けることができる仕組みを検討する」とこととされた。

そして2019年の年頭記者会見で安倍首相が、「全世代型社会保障元年」を宣言し、「全世代型社会保障」という用語は政策の表舞台に再登場することになったが、その中味はそれまでとはかなり異なるものとなっていた。「未来投資会議」に提出した厚生労働大臣の資料「2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現」（2019.3.20）からも、「改革」の最大の狙いが「現役世代（担い手）」の急減対策として、「総就業人数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することであったことが分かる。こうして社会保障政策の中に高齢者などの雇用制度の「改革」がドッキングされ、「全世代型社会保障検討会議」（2019年9月）へと継承された。「全世代型社会保障検討会議」報告書に「年金、労働、医療、介護など社会保障全般」という言い方で、社会保障のなかに労働（政策）が入れられていることの意図をしっかりと押さえておく必要がある。

2 「全世代型社会保障」改革構想の深化過程

(1) アベノミクス版「全世代型社会保障」政策の内容

表1のように、「全世代型社会保障元年」以降のこの4年間の「全世代型社会保障」政策の策定過程は3つの内閣の2つの審議機関を通じて遂行されてきた。大きく安倍・菅内閣の「全世代型社会保障検討会議」において具体化された政策と、岸田内閣の「全世代型社会保障構築会議」の下で現在進行中の政策に分けることができるが、基調はあまり変化していない。とはいえ、目下作成中の岸田版「全世代型社会保障」政策ではこの四半世紀の新自由主義政策による国民生活の困窮化とセーフティネットの劣化がコロナ禍もあって誰の目にも明らかになった状況の下で「全世代型社会保障」政策の化粧直しが求められているということである。「新しい資本主義」論や、現在進行している最終報告作成の審議で「全世代型社会保障の基本的考え方」が改めて提示されているのはそのことを物語っている。

小稿では、既に行われている全世代型社会保障検討会議の下で現実化されてきた「全世代型社会保障」政策を中心に検討することにする。2019年12月に「中間報告」、2020年夏には「最終報告」が予定されていたが、コロナ禍の影響もあって延期され、「最終報告」は菅内閣の下で2020年12月にまとめられた。この「最終報告」は与党内での調整が遅れた「後期高齢者の自己負担割合の在り方」が焦点化されており、「全世代型社会保障」政策の全体像にはあまりふれられていないので、「中間報告」(2019年12月)によってアベノミクス版「全世代型社会保障」政策の内容をうかがうことにする。

「中間報告」において「全世代型社会保障」は次のように展開されている。まず

経済社会の現状を「人生100年時代とライフスタイルの多様化」をチャンスとして「少子高齢化」を克服するという捉え方をしている。つまり、女性や高齢者が「年齢にかかわらず、学び、働くことができる環境を整備すれば、生産年齢人口が減少する中でも、就業者数を維持できる」という現状認識である。この現状認識の上に「一億総活躍社会」(総働き体制)実現のための「全世代型社会保障」が最重要課題とされるが、その中味は「病気になること、高齢になったとき、どのような働き方ができるか」など「様々な事情の下でも就労への意欲を活かせる社会を作る」ために、「働き方の変化を中心に据えて、年金、医療、介護、社会保障全般にわたる改革を進める」というものである。

このように「全世代型社会保障」の最大の眼目は社会保障政策の中に労働を組み込んでいることであるが、高齢者の労働の延長(「生涯現役」と社会保障制度との関係は、①「個人の自由で多様な選択を支える社会保障」、②「現役世代の負担上昇の抑制」、③「全ての世代が公平に支える社会保障」という組み立てになっている。②と③は社会保障と税の一体改革」以来ずっと追求されてきた非現役層への負担増の要請である。①は「個人の自由で多様な選択」を支えることを標榜しながら、働く以外の自由な選択が「不利」になるよ

表1 「全世代型社会保障」政策の策定過程

2019年9月	全世代型社会保障検討会議(安倍内閣)
2019年12月	「中間報告」
2020年6月	「第2次中間報告」
2020年12月	「最終報告」(菅内閣)
2021年11月	全世代型社会保障構築会議(岸田内閣)
2022年5月	全世代型社会保障構築会議「議論の中間整理」
2022年12月	「全世代型社会保障の基本的考え方」「全世代型社会保障の構築に向けた各分野における改革の方向性」(論点整理)

うに社会保障制度を変えるということである。ここでは、労働市場にフルタイムで登場していない女性等を労働市場に誘導するような社会保障制度に改変することが念頭に置かれている。

これら「全世代型社会保障」政策が目指しているのは、人びとが働き続けて自らの生活問題を解決することを妨げないような社会保障制度へと改変すること、併せて制度の持続可能性を名分にして給付の縮減と負担増を高齢層に強要することである。「全世代型社会保障」が実現しようとする「一億総活躍社会」は究極の自助・共助社会であり、憲法 25 条に示される社会権としての社会保障制度とは対極の世界へと勤労国民を誘導しようとするものである。「全世代型社会保障」改革によって実現する全世代にわたる勤労者の労働や生活の実態が果たして「健康で文化的な生活の最低限」を上回る水準になるのか、このことがここでは全く等閑視されている。

「全世代型社会保障」の分野別の改革方向については、①年金（受給開始時期の選択肢の拡大、厚生年金の適用範囲の拡大、在職老齢年金制度の見直し等など）、②労働（70 歳までの就業機会確保、中途採用・経験者採用の促進、兼業・副業の拡大、フリーランスなど雇用によらない働き方の保護の在り方）、③医療（医療提供体制の改革、大きなリスクをしっかりと支えられる公的保険制度の在り方）、④予防・介護（保険者努力支援制度の抜本強化、介護インセンティブ交付金の抜本強化、エビデンスに基づく政策の促進、持続可能性の高い介護提供体制の構築）の 4 つの柱が示され、後に最終報告（2020 年 12 月）で⑤少子化対策（不妊治療への保険適用等、待機児童の解消、男性の育児休業の取得促進）が付加された。

こうした「全世代型社会保障」の「改革」メニューは「労働力不足」に対応する高齢者や女性の労働市場への誘因策と社会保障給付の縮減、負担増が

セットになっていることが分かる。そしてこのような非情な社会保障改革を勤労国民に受容させるために、使われているのが「全世代」というロジックである。枕詞のように唱えられている「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」というこれまでの社会保障の構造」とは何を指しているのか。「社会保障の構造」と言いながら、社会保険制度以外の社会保障領域はあたかも存在しないかの扱いになっている。保育や障がいや生活保護の分野にはこのロジックは当てはめようがない。

「団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である」と、後期高齢者医療制度の窓口負担の 2 倍化が、「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」のシンボリックな事象として扱われているが、後期高齢者医療制度の支援金問題はそもそも社会保険の仕組みには馴染みにくい保険集団にわざわざ限定した制度設計に問題がある。「全世代」というレトリックを使って、制度設計の瑕疵のツケを後期高齢者の生活実態を無視して無理矢理支払わせようとしているのである。このように「全世代型社会保障」が言う「社会保障の構造」は、社会保障制度全般に当てはまらないだけでなく、社会保険制度に限定してみても、年金制度をみても分かるように、現役時代の負担無しに高齢期の給付はありえず、「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」とは必ずしも言えない。

（2）「全世代型社会保障」構想の具体化とその特異な「社会保障の構造」論

「中間報告」「最終報告」に基づいて構想は順次実行に移された。目玉の労働分野では高年齢者雇用安定法の一部改正が行われ、「70 歳までの就業機会の確保のための措置」が企業の努力義務化された。併せて「大企業に正規雇用労働者の中途採用・経験者採用比率の公表」の義務づけが行われ

た。年金分野においては、短時間労働者に対する厚生年金の適用対象の拡大が行われ、また選択的年金受給開始時期の上限の75歳引き上げ、併せて60～64歳に対する在職老齢年金を65歳以上と同じ47万円に引き上げるなどの措置がとられた。

予防・介護の分野では、疾病予防や介護予防を強化するために自治体の保険者機能を強化する措置が行われ、また健康増進効果等を確認・蓄積する実証事業が予算化されるなどした。医療分野ではコロナ禍への対応のなかで脆弱な医療提供体制が露わになり、地域医療構想に基づく「医療提供体制の改革」への批判が高まったが、他方で、後期高齢者の窓口負担割合の2割への引き上げや紹介のない大病院受診の定額負担の拡大などは見直されることなく、強行された。「最終報告」においては少子化対策についても取り上げられてはいるが、その政策は人口減少への対応策としての効果も期待できず、子育て期の女性労働力対策という色彩の濃いものであった。少子化対策は岸田版「全世代型社会保障」に持ち越されたとも言える。

過剰な装飾で見えにくくされていた構想段階での「全世代型社会保障」は実施に移された段階でリアルな姿を露わにする。安倍・菅内閣の下で実行されてきたアベノミクス版「全世代型社会保障」政策の中味から判断すると、第1に、70歳までの就業機会の延長や子育て支援のように人口減少下の労働力対策だということである。そして第2に、医療・予防・介護の領域にみられる給付削減と負担増の強化で、これは従来の「社会保障と税の一体改革」路線のバージョンアップである。労働力動員政策と社会保障縮減政策の2つが一体化したところにアベノミクス版「全世代型社会保障」政策の大きな特質がある。

では、この2つの政策が一体化すると何がもたらされるのだろうか。この四半世紀において日本

では新自由主義的経済政策が遂行され、労働の流動化・不安定化が進行し、その結果、勤労者の生活困窮が広がったが、同時に、「構造改革」の名による社会保障制度等のセーフティーネット機能の縮小と社会保障制度の変容、すなわち社会保険中心主義化・「商品化・市場化」が進んだ。社会保障給付の縮減と負担増は勤労者の私的対応＝自助の拡大を必然化させた。そしてこうした社会保障制度の改変は、一方で制度からの脱落層を増大させるとともに、他方では、介護保険制度や後期高齢者医療制度のように、社会保険化した社会保障からサービスを受け続けるために増大する保険料等の負担のための就業へのインセンティブを強めることになる。

アベノミクス版「全世代型社会保障」政策は、非労働力化している高齢者等を働くことへと誘導することで「労働力不足」に対応し、かつ社会保障縮減政策がもたらす私的負担の増大に耐えられる労働力人口を確保するという政府や財界に都合のよい一石二鳥政策ということである。では逆に勤労者の生活には何がもたらされるであろうか。政策は70歳までの就業機会の確保によって、直接的には年金等で非労働力化している高齢者を労働市場等に多様な就業として留めようとするものであるが、これは労働者人生の最終ステージを「名目的自営業」を含む不安定就業化させるだけではない。その一番の狙いは「現役の間から多様で柔軟な働き方を広げることで、雇用の選択肢」を広げていくことである。つまり、労働者生活の生涯にわたる流動化、不安定化の促進である。

こうした高齢期の不安定就業化は社会保障の抑制とセットになっており、社会保障負担の増大に耐えられる暮らし方、社会保障に頼らない暮らし方への誘導とその標準化は、高齢期以外のステージにおいても社会保障に頼れない状況を広げていき、高齢者・高齢期だけではなく、勤労者の生涯、

全世代の暮らしをさらにいっそう厳しい状況へと追い込むことになる。

3 「全世代型社会保障」政策は高齢期をどう位置づけているか

(1) 労働政策の対象としての「前期高齢期」

「全世代型社会保障」政策は高齢期を2つのステージに分けて位置づけている。「前期高齢期」は当面、70歳までの就業が想定されているが、この政策では労働政策対象の時期として扱われている。そこでの就業機会として提示されている雇用延長の内容は、①定年廃止、②70歳までの定年延長、③継続雇用、④他企業への再就職、⑤フリーランス・起業する者との継続的な業務委託契約、⑥事業主自らが実施する事業や事業主が委託、助成、出資等するNPO等の団体が行う事業への継続的な従事などである。新たな政策として出されたのは⑤や⑥の非労働者型の不安定就業への誘導である。また③の「継続雇用」の中味は、同じ会社での嘱託・契約社員・パート等の正社員以外とする企業が68.7%を占めている（独立行政法人労働政策研究・研修機構「高齢社員や有期契約

社員の法改正後の活用状況に関する調査」、2014年）。

60歳代後半の労働者に対するこのような就業機会の提供が果たして「生涯現役」の名に値するものなのか。就業の実態をみる必要がある。表2のように、総務省「労働力調査」（2021年）によれば、労働力人口比率は25～59歳で80%台後半と高くなり、加齢につれて60～64歳70%強、65～69歳50%強、70歳代前半33%、75歳以上で10%強と低下している。65～69歳の就業状態では役員を除く雇用者が最も多く34.4%、その内訳は正規職員8.5%、非正規職員26.0%となっている。自営業者層も10%強になっている。また家事その他の非労働力人口は50%弱で、この層が就業機会提供の対象者に想定されているが、労働力人口比率は60歳代後半へ移るときに引退などで22ポイントも低下しており、この低下を少なくして労働力人口として留まる割合を引き上げようとしているのである。

「社会保障と税の一体改革」以降の年金等の所得保障だけでなく、社会保障全般で給付の削減や負担増が続けられてきた結果、すでに高齢者の労働力人口化は進行している。労働力人口の減少対

表2 年齢別就業状態、活動状態 単位：万人（%）

	15～24歳	25～44歳	45～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
15歳以上人口	1194(100.0)	2822(100.0)	2656(100.0)	737(100.0)	793(100.0)	965(100.0)	1877(100.0)
労働力人口	583(48.8)	2494(88.4)	2309(86.9)	544(73.8)	410(51.7)	320(33.2)	69(10.6)
就業者	557(46.7)	2418(85.7)	2253(84.8)	527(71.5)	399(50.3)	315(32.6)	198(10.6)
自営業主	7(0.6)	104(3.7)	150(5.7)	52(7.1)	64(8.1)	75(7.8)	69(3.7)
家族従業者	2(0.2)	25(0.9)	34(1.3)	13(1.8)	19(2.4)	21(2.2)	23(1.2)
雇用者	545(45.6)	2279(80.8)	2060(77.6)	459(62.3)	313(39.5)	216(22.4)	100(5.3)
役員	1(0.1)	58(2.1)	127(4.8)	46(6.2)	40(5.0)	39(4.0)	32(1.7)
役員除く雇用者	544(45.6)	2221(78.7)	1933(72.8)	414(56.2)	273(34.4)	177(18.3)	68(3.6)
正規職員	281(23.5)	1668(59.1)	1321(49.7)	170(23.1)	67(8.5)	39(4.0)	19(1.0)
非正規職員	263(22.0)	553(19.6)	612(23.4)	243(33.0)	206(26.0)	139(14.4)	49(2.6)
完全失業者	27(2.3)	77(2.7)	57(2.2)	17(2.3)	11(1.4)	5(0.5)	1(0.1)
非労働力人口	609(51.0)	325(11.5)	344(13.0)	193(26.2)	381(48.1)	645(66.8)	1678(89.4)
進学	567(47.5)	17(0.6)	1(0.0)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
家事	15(1.3)	241(8.5)	262(9.9)	123(16.7)	165(20.8)	201(20.8)	258(13.8)
その他	27(2.3)	66(2.3)	80(3.0)	69(9.4)	216(27.2)	445(46.1)	1420(75.7)

資料：総務省「労働力調査」、2021年

策として、それを加速させようとするのが「全世代型社会保障」政策である。2018年～2021年の4年間の年齢別就業状態の変化をみると、表3のように、65～69歳の年齢層で最も大きな変化が起きている。労働力人口は4.1ポイント増加し、その増加が雇用労働者で、しかも非正規職員（3.0ポイント増）であることが分かる。60歳代前半における雇用労働者の増加が主として正規職員であるのと対照的である。そして労働力人口が増えた分だけ、非労働力人口は114万人、4.2ポイント減少している。

この間、65～69歳の年齢層に政策的な焦点が当てられてきたこともあって、この年齢層の労働市場への誘導が急速に進んでいることが示されている。そして提供される就業機会が現役労働者の就業の質的劣化とセットで進んでいることが分かる。それは高齢労働者の労働災害発生状況にも現れ、2021年の労働災害による死傷者のうち60歳以上の占める割合は25.7%と高くなっており、それは雇用に占める高齢労働者の割合を大幅に上回っている。命を危険にさらしながらの労働生活の継続なのである。

（2）社会保障抑制の対象としての「後期高齢期」

これに対して、「後期高齢期」は「社会保障と税の一体改革」由来の社会保障抑制のターゲットとして位置づけられている。この年齢層では稼働による社会保障負担の増大をカバーすることが難しいからである。介護保険制度にしても、後期高齢者医療制度にしても、稼働収入がなくても生きている限りは社会保険料を支払い続けるシステムである。唯一の年金収入の減額が続くなかで、高齢者を社会保険の仕組みに包摂し続けるには、高齢者以外の負担・支援を増やすしかないが、「団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代

表3 年齢別就業状態の増減（%）

	60～64歳	65～69歳	70歳以上
労働力人口	3.2	4.1	2.0
就業者	2.7	3.7	1.9
自営業主	-0.7	-0.6	0.1
家族従業者	-0.4	-0.1	0.0
雇用者	3.8	4.4	1.7
役員除く雇用者	3.6	4.1	1.6
正規職員	3.3	1.2	0.3
非正規職員	0.2	3.0	1.2
完全失業者	0.5	0.3	0.0
非労働力人口	-3.0	-4.2	-2.0
家事	-1.9	-2.1	-0.9
その他	-1.2	-2.1	-0.9

資料：総務省「労働力調査」（2018年～2021年）

は貯蓄も少なく居住費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑み」て（「最終報告」）、現役世代に対する負担・支援の増加を封印すると、残された選択肢は無慈悲にも社会保障費用の抑制と後期高齢者への負担増になるという訳であろう。

こうして2022年10月から後期高齢者医療制度の窓口負担を倍加させたが、後期高齢者支援金の軽減が即「若い世代の保険料負担」の軽減にはつなげていない。厚労省試算では、後期高齢者の給付を2025年度に2,220億円削減することで、後期高齢者支援金は840億円減少するが、そのうち現役世代の負担の軽減額は400億円であり、これを被保険者1人当たりになると、わずかに年間357円の減少に過ぎない。減少したのは企業の負担金である。また、こうした後期高齢者への給付の削減は病気や介護への対応が私的なものに転嫁されることを意味しており、勤労者層のトータルな負担が減ることはないし、個々の世帯の経済状況によっては社会保障にアクセスできなくさせる。

もちろん、「最終報告」も「他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、自己負担割合の見直しにより、必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠である」と述べ、後期高齢者の生活実態の厳しさに言及はしている。しか

し、厳しい生活実態がそのまま受診抑制には結びつかないと判断していると思われる。それは高齢者が医療サービスへのアクセスを最優先とする暮らし方をしているからである。「国民生活基礎調査」(2019年)の年齢別有訴者率や通院者率からも分かるように、加齢とともに身体的不調感が高まり、また通院者率も上昇している。70歳代以上になると7割以上が通院している状況にある。

こうした健康状態にある高齢者は無理をしてでも受診を継続しようとしている。全生連・民医連調査報告書『健康で文化的な生活とは何か』(2020年)によれば、生活が困窮状態に陥ったときにどのように対処したかを問うているが、現在または過去1年間の生活困窮経験は表4のようになっている。全生連の会員、民医連の共同組織を対象にしたこの調査は調査対象者の7割以上が65歳以上となっており、高齢者の生活実態をよく表している。C 受診不可(医療機関を受診できなかった)比率は全生連で3.0%、民医連で0.9%と低くなっており、医療サービスへのアクセス費用を捻出するために、他のさまざまな生活部分が削られているのである。

この最も困難な後期高齢者に対する負担増が「大きな波乱なく」受け入れられたと判断したのか、22年11月以降の政府の審議会では「全世代型社会保障」を大義にした後期高齢者の保険料引き上げや介護保険の負担増や給付縮小が堰を切ったように表面化してきている。しかし、「都会で働く若者は、地方の農村に暮らす見ず知らずのお年寄りへも医療費の4割分を仕送りしている構図

だ」(前掲、京都新聞記事)という若者と年寄りの対立を煽るような言説が流布するなかで、世代を超えた共通の問題であるという受け止め方はまだ広がっていない。後期高齢者の次は前期高齢者へ、そして現役世代へと全世代への給付減・負担増が波及することになるのは火を見るより明らかである。

4 「全世代」というレトリックで隠すもの

「全世代」を冠した社会保障論がいかに本末転倒した社会保障とは無縁の代物であるかをみるために、トニー・フィッツパトリック『自由と保障』(勁草書房、2005年)の「社会保障の給付と負担」の一節を取り上げることにする。この著作はベーシック・インカム論争を取り上げたものであるが、その前提としてイギリスの実証研究を基にして社会保障制度の基本的な問題についての整理を行っている。「租税と移転の再分配効果」の項で、再分配には「垂直的再分配とライフサイクル的再分配」の2つの形態があり、垂直的再分配は「最終的な勝者から最終的な敗者への再分配を意味する」として、例に「扶助の給付」が「高所得集団から低所得集団への再分配」であることをあげている。

確かに当初所得と最終所得を比較すると、貧しい人びとは租税システムや移転システムから利益を得ているが、「このことは必ずしも垂直的再分配が行われたことを意味しない」、それは「極貧者が受け取ったものは、最も裕福な者から移転さ

れたものとは限らない」、つまり、「貧しい方から5つの十分位の人たちは、基本的には自分たちへの給付

表4 生活困窮時の経験

	A 必要な時の医療受信	B 医療費支払いの不安	C 受診不可の経験	D 保険料の滞納	E 友人との外食を控える	F 冠婚葬祭を控える
全生連	71.5	28.2	3.0	6.8	36.0	24.4
民医連	77.8	19.8	0.9	1.5	17.0	10.7

資料：『健康で文化的な生活とは何か』(全生連・民医連調査報告書、2020年)

に自ら出資しているからである」としている。

これに対して、ライフサイクル的再分配は「人生のうちで稼得能力が最も高い時期から最も低い時期へと所得が再分配」されることであることをヒルズの引用をしながら次のように説明している。ライフサイクル的再分配は「一生のうちで所得が比較的高い時期に、移転制度へ時たま『預け入れて』、所得が比較的低い時期にそこから『引き出す』」ものであるが、この所得移転制度における「大部分の給付は一生を通じて自分でまかなったものであり、他人から支払われたものではない。…福祉国家が行うことのうち、約4分の3はこのような『貯蓄銀行』と見ることができる」としている。

この2つの所得再分配論に照らして「全世代型社会保障」政策を見ると、垂直的再分配と「全世代」概念が無関係であるだけでなく、ライフサイクル的再分配においても現役世代が支払っている社会保険や税は基本的に自分のための「預け入れ」であって、高齢世代を含む他者との間の再分配ではない。「全世代型社会保障」政策が言いつのる「世代間の不公平」問題はライフサイクル的再分配としての社会保険では理屈上も事実としてもあり得ないのである。問題は現役世代への第1次分配が長期にわたって抑制されるなかで、現役世代が疲弊し、所得が比較的高い時期にもかかわらず困窮して、移転制度への「預け入れ」が難しくなっていることである。

これは新自由主義政策の結果、ライフサイクル的再分配としての社会保険が成り立たなくなっていることを示している。つまり社会保険が「貯蓄銀行」であるにもかかわらず、勤労者の所得が比較的高い現役時にも移転制度への「預け入れ」もままならない状況にあるということで、「預け入れ」が縮小すれば、所得が比較的低い高齢期の「引き出し」も縮小することになる。また介護保険制

度や後期高齢者医療制度では所得が低くても終生「預け入れ」を続けなければならない。このように行き詰まった社会保険制度のライフサイクル的再分配を、「全世代」というレトリックを使って、あたかも世代間の再分配であるかのようにすり替え、事実上の貧者から富者への逆再分配を合理化しているのが「全世代型社会保障」政策なのである。

また高齢期における所得格差の大きさを想定して「年齢ではなく負担能力に応じた負担という視点」が強調されるが、再分配を担う社会保障にとって応能負担は大前提である。垂直的再分配においてもライフサイクル的再分配においても応能負担が貫かれることによって再分配が可能となるからである。しかし、ここではその負担能力が「全ての世代が公平に支える」というように「世代」の概念で括られている。これは社会保障財源問題を高齢者世代と現役世代との問題に視野限定することが、現役世代の負担抑制と「公平な負担」を口実にした高齢世代の負担強化に都合がよいからである。

社会保障財源は社会保険料（被保険者＋事業主）、公費負担（国庫負担＋他の公費）などからなり、公費負担部分の税金は個人所得税、法人所得税、消費税、資産課税等となっている。社会保障財源の担われ方が本当に「負担能力に応じた負担」になっているのか。大企業の内部留保が484.3兆円（2021年度末）と巨大化するなかで、消費税や法人税、課税最低限、社会保険料などの実態が示すように現状は応能負担になっていない。ますます負担能力のない高齢者など低所得層の負担が強められている。「全世代」という言葉は、大企業や富裕層など真の負担能力をもった存在を隠すための煙幕というしかない。こうして社会保障は制度としてはたとえ「持続」しても限りなく縮小に向かい、生涯現役で働き続けないと生活が維持できない暮らし方になる。これが「全世代型

社会保障」がもたらす近未来の姿である。

5 既に進んでいる「生涯現役」化と高齢期の暮らしの悪化

(1) 高齢者世帯の所得状況と家計

1) 高齢者世帯の所得状況と稼働所得の上昇

高齢者世帯の所得のピーク時（1998年）からの20余年の高齢者世帯における所得状況の推移をみれば、高齢期のくらし方の変化が如実に示されている。表5のように「国民生活基礎調査」によると、2020年にはピーク時の所得に近づいてきているが、全世帯の所得の回復が進んでいない

表5 高齢者世帯の平均所得金額の推移

	1998年	2000年	2010年	2015年	2020年
a 高齢者世帯	335.5	319.5	307.2	308.1	332.9
b 全世帯	※664.2	616.9	537.2	545.4	564.3
a÷b (%)	50.5	51.8	57.2	56.5	60.0

(注) ※の全世帯の数値は1994年のピーク時のもの。高齢者世帯のピークとは4年ずれている。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」 単位、万円

表6 世帯主年齢別1世帯当たり1カ月の収入と支出（勤労者世帯、2020年） 円、(%)

	～59歳	60～69歳	70歳以上
I 実収入	652,426(100.0)	480,418(100.0)	411,279(100.0)
經常収入	620,288(95.1)	454,537(94.6)	391,434(95.2)
世帯主収入	482,049(73.9)	287,522(59.9)	172,811(42.0)
社会保障収入	18,440(2.8)	79,795(16.6)	168,007(40.9)
II 実支出	433,595(100.0)	374,339(100.0)	303,566(100.0)
1) 消費支出	311,667(71.9)	293,865(78.5)	254,993(84.0)
食料	79,712(18.4)	79,027(21.1)	77,396(25.5)
住居	19,048(4.4)	18,968(5.1)	14,630(4.8)
光熱水道	21,440(4.9)	22,831(6.1)	21,467(7.1)
家具・家事用品	13,547(3.1)	13,036(3.5)	11,479(3.8)
被服・履物	11,435(2.6)	8,104(2.2)	7,833(2.6)
保健医療	12,454(2.9)	15,227(4.1)	14,754(4.9)
交通通信	50,870(11.7)	47,170(12.6)	34,906(11.5)
教育	20,327(4.7)	4,488(1.2)	1,284(0.4)
教養・娯楽	27,941(6.4)	23,989(6.1)	19,526(6.4)
2) 非消費支出	121,929(28.1)	80,475(21.5)	48,573(16.0)
直接税	50,679(11.7)	32,779(8.8)	24,251(8.0)
社会保険料	71,177(16.4)	47,620(12.7)	24,318(8.0)
年金	43,810(10.1)	26,161(7.0)	3,209(1.1)
健康保険	23,074(5.3)	16,419(4.4)	12,767(4.2)
介護保険	2,987(0.7)	4,240(1.1)	8,079(2.7)

資料：総務省「家計調査」2020年

ので、全世帯と高齢者世帯の所得格差は縮まっている。それは高齢者世帯の稼働所得が増大しているからである。2010年における高齢者世帯の稼働所得は53.5万円でその比率は17.4%、公的年金等は207.4万円でその構成比は67.5%であった。それに対して2020年の稼働所得は71.7万円でその比率は21.5%、公的年金等の額は207.4万円でその構成比は62.3%に下がっている。稼働所得が増大した分だけ世帯所得が高くなっているのである。

2) 加齢にともなう家計収支の変化

高齢者世帯の家計収支の状況を家計調査データからうかがうことにする。総務省「家計調査」(2020年)によると、勤労者世帯の世帯主年齢別の収入と支出は表6のようになっている。この年齢別の家計収支から分かることは、60歳未満と60歳代、70歳以上では家計の収入構造が大きく変わることである。実収入は60歳未満で

100とすれば、60歳代74、70歳以上63に縮小している。それは定年等によって世帯主の稼働収入が60歳代で60、70歳以上で36へと減少しているからである。他方、社会保障収入は増大するが、世帯主収入の減少を補うものではなく、加齢に伴って世帯収入は減少するのである。

他方、家計支出は収入の減少に伴って、実支出、消費支出、非消費支出ともに減少している。しかし、実支出に占める消費支出の割合は年齢が上がるにつれて高くなっているが、その金額は60歳

代で現役世代の94%、70歳以上で82%となっており、高齢になっても生活の維持コストは減少しない。むしろ食料、光熱水道、家具家事用品、保健医療の比率は高くなっている。実支出に占める非消費支出の割合は低下している。60歳未満の比率28.1%から70歳以上になれば16.0%へと12.1ポイントも下がっている。しかし、介護保険料比率は2.0ポイント上がり、健康保険は1.1%しか下がっておらず、介護保険料とともに医療保険料は高齢者世帯にとっては負担感の高い費目となっている。

(2) 高齢者世帯の家計における就業の影響

では同じ年齢の高齢者世帯において、稼働収入がある勤労世帯と無業世帯とでは家計の収入構造と支出構造はどのような差異が現れているであろうか。まず家計の収入構造については表7-1のようになっている。60歳以上世帯と65歳以上世帯で、勤労世帯の場合は世帯主年齢の平均は前者で65.5歳、後者で69.2歳となっており、それぞれ60歳代の前半および後半の世帯主が何らかの形で稼働所得を得ている世帯の状況を示してい

る。実収入は60歳以上世帯で474,811円、65歳以上世帯で442,596円となっており、あまり減っていない。これに対して、無職世帯の場合はいずれの年齢層でも世帯主年齢70歳代半ばから後半となっており、70歳代における家計の収入構造を表していると思われる。実収入の金額も最も少ない高齢夫婦のみの無職世帯237,988円、最も高い65歳以上世帯の無職世帯247,768円とほぼ同じ水準になっている。

世帯主が稼働している世帯と無職世帯の比較では、無職世帯の実収入が60歳以上世帯の場合で約23万円、65歳以上世帯で19.5万円も少なくなっている。無職世帯の実収入に占める社会保障収入の比率は8割を超えているが、社会保障収入では実支出がまかなえず、無職世帯はどの年齢層においても全て赤字になっている。稼働労働を続けるか、預貯金などの蓄えを取り崩すしか家計を維持することができない状況にあるのである。既に「生涯現役」状態にあることが家計データからも裏付けられている。

次に、支出構造(表7-2)であるが、世帯主60歳以上世帯における無職世帯の実支出は勤労

表7-1 世帯主の就業状態別1世帯当たり1ヵ月間の収入(円、%)

	世帯主60歳以上世帯		世帯主65歳以上世帯		世帯主70歳以上世帯	高齢夫婦のみ世帯
	勤労世帯	無職世帯	勤労世帯	無職世帯	無職世帯	無職世帯
世帯主年齢	65.5歳	75.3歳	69.2歳	75.9歳	77.6歳	76.1歳
実収入	474,811円 (100.0)	245,316円 (100.0)	442,592円 (100.0)	247,768円 (100.0)	243,125円 (100.0)	237,988円 (100.0)
世帯主収入	59.1	—	47.3	—	—	—
配偶者収入	11.1	4.1	7.5	3.4	2.0	3.2
他の世帯員収入	6.3	8.7	6.1	8.6	8.7	0.0
財産収入	0.6	1.6	0.8	1.6	1.6	1.8
社会保障収入	20.2	80.3	35.6	81.4	82.8	90.1
仕送り金	0.1	0.4	0.1	0.4	0.4	0.3
特別収入	1.8	2.5	1.6	2.4	2.3	2.4
実支出	374,212円	262,220円	340,589円	260,247円	251,884円	260,094円
実収入-実支出	100,599	-16,904	102,003	-12,479	-8,759	-22,106

資料：総務省「家計調査」2021年

表 7-2 世帯主の就業状態別 1 世帯当たり 1 ヶ月間の支出 (円、%)

	世帯主60歳以上世帯		世帯主65歳以上世帯		世帯主70歳以上世帯	高齢夫婦のみ世帯
	勤労世帯	無職世帯	勤労世帯	無職世帯	無職世帯	無職世帯
実支出	374,212円 (100.0)	262,220円 (100.0)	340,589円 (100.0)	260,247円 (100.0)	251,884円 (100.0)	260,094円 (100.0)
消費支出	78.4	87.5	81.3	87.5	87.7	87.8
食料	20.9	26.4	22.5	26.5	26.9	25.4
住居	5.2	6.3	4.9	6.2	6.4	6.3
光熱・水道	5.9	8.0	6.4	8.1	8.2	7.5
家具・家事用品	3.5	4.0	3.8	4.0	4.0	4.1
被服・履物	2.0	2.0	2.1	1.9	1.9	2.0
保健・医療	4.2	6.0	4.7	6.0	6.2	6.3
交通・通信	13.1	10.4	13.6	10.2	9.6	10.4
教育	1.2	0.1	0.4	0.1	0.1	0.0
教養・娯楽	6.2	7.5	6.2	7.5	7.4	7.6
その他の消費	16.2	16.9	16.8	17.0	17.1	18.2
非消費支出	21.6	12.5	18.7	12.6	12.3	12.2
直接税	9.2	4.9	8.0	4.8	4.7	4.9
社会保険料	12.4	7.6	10.7	7.7	7.6	7.3
平均消費性向	74.5	108.0	73.1	105.8	104.1	110.7
黒字率 (%)	25.5	-8.0	26.9	-5.8	-4.1	-10.7

資料：総務省「家計調査」2021 年

世帯の 70.1% に縮小している。世帯主 65 歳以上世帯の場合は同年齢の勤労世帯の 76.4% になっている。このように、無職世帯では実収入の低下に対応して実支出も減らしている。しかし、それでも「平均消費性向」に現れているように、収入を超えた支出の状態が続いており、「黒字率」は無職世帯では全てマイナスになっている。つまり働かないと生活が維持できないような状況に置かれているのである。病気等で稼働収入という対応をとることのできない高齢者世帯はこうした事態にいかに対処すればよいのであろうか。「生涯現役」を謳う「全世代型社会保障」にはこうした高齢期の厳しい現実への対応策はどこにも示されていない。

おわりに

12 月 (22 年) に入り、岸田内閣のもとでの「全

世代型社会保障構築会議 報告書」作成が急ピッチで進められ、座長の「全世代型社会保障の基本的考え方」や「全世代型社会保障の構築に向けた各分野における改革の方向性」(論点整理) が公表されてきている。2022 年 1 月の首相の施政方針演説において「新しい資本主義」を唱え、現在の危機を「公平な分配が行われず生じた」とも述べていることから、「全世代型社会保障」にもアベノミクス版「全世代型社会保障」政策にはない、公平な分配や再分配の強化が盛り込まれるのではと注目したが、この報告書案を見る限りこれまでの政策の延長というほかない。

しかし、リニューアル・オープンした岸田版「全世代型社会保障」政策には、「基本的考え方」や「論点整理」のなかで新たに持ち込まれたものもある。それは「基本的考え方」における「目指すべき社会」像としての「地域の支え合い」を強めるであり、分野別政策における「地域共生社会」の実現

である。つまり、住民同士が助け合う「互助」の機能の強化が「全世代型社会保障」政策に付け加えられたのである。このことは何を意味しているであろうか。

社会保障制度審議会「95年勧告」によって進められてきた社会保障の「商品化・市場化」、社会保険中心主義が勤労国民の貧困化のなかで行き詰まり、再び生身の人間同士での相互扶助が推奨されるようになってきた。これが「我が事・丸ごと・地域共生社会」戦略であり、「地域包括ケア強化法」（2017年6月）のなかに「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等として盛り込まれた。2019年にスタートしたアベノミクス版「全世代型社会保障」政策では企業の「労働力不足」対策を優先させて、「地域共生社会」ではなく、新たに就業による「自助」が焦点化されている。

ところが、コロナ禍は縮小した社会保障のセーフティーネットではカバーされないだけでなく、就業による「自助」もままならない人びとが広範に存在していることを改めて浮き彫りにした。

岸田内閣はこれまでの社会保障政策を修正してセーフティーネットを強化する方向ではなく、アベノミクス版「全世代型社会保障」政策を受け継ぎ、それに「地域共生社会」政策を付け加えて、「自助」と「互助」をさらに強める方向が打ち出された。これが果たして社会保障と言えるのであろうか。個人の私的対応や住民の相互扶助では対応できない生活諸課題を社会的に、公共的に解決するのが社会保障の基本的役割であるのに、「全世代型」と称する社会保障政策は社会保障の縮小・解体を促進し、それを「自助」と「互助」に委ねるものへと変質させようとしている。

とはいえ、社会保障の「自助」・「互助」化への道も平坦ではない。アベノミクス版「全世代型社会保障」政策が進めている高齢者や主婦などの労働力化が、「互助」路線の「地域共生社会」政策

と両立しがたいものだからである。高齢期だけでなく、人びとの生活を稼得行動に収斂させる「生涯現役」型生活を、就業の不安定化をテコに強制することが社会に何をもたらしてきているかということである。地域における「互助」の中心的担い手とされてきた自治会などは今深刻な担い手不足に直面している。地縁型でない協同組合やボランティア組織においても同様な状況にある。逆に、「我が事・丸ごと・地域共生社会」戦略のように社会保障や公共サービスの縮減が進められると、地域の住民組織・団体には担いきれないような多くの課題が殺到してくる。

現在行われているのは、「互助」の担い手でもある地域住民の稼働を促して「互助」活動の担い手を減らす政策を進めながら、同時に、その「互助」活動に最終的な生活課題の解決を委ねるという支離滅裂な政策となっている。実際にこの間のコロナ禍による影響も重なってボランティア活動などは急激に減少している。2021年の総務省「社会生活基本調査」は、過去1年間にボランティア活動を行った者の比率が17.8%と、2016年より8.2ポイントも大幅に減少していることを明らかにしている。岸田版「全世代型社会保障」政策がこのまま進められると、「互助」活動は担い手不足とボランティア性の剥奪に挟撃されて壊滅的な打撃を受けることになるだろう。

稼得行動（仕事）と互助活動を含む非稼得行動がどのような関係にあるか、を改めて確認した上で、生活における非自律的な稼得行動の広がりや、人びとの生活に何をもたらすか見てみよう。表8は、60歳以上の高齢者に日ごろ暮らしていくなかで「特に心がけている」点や活動について調査したものである（「2021年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」、内閣府）。仕事と仕事以外の生活行動がどのように配分されているかが示されている。

表8 日ごろ心がけていることや活動 (%)

	健康管理（栄養、睡眠、運動など）	食事（食べ物、回数、時間など）	住まい（清掃、補修、庭や外周の管理など）	家事（掃除・洗濯など）	衣服（時候、場所、目的に合った服など）	外に出ること	家族・親戚とのつきあい	近隣、友人、仲間とのつきあい	教養、学習、趣味、スポーツ活動	仕事（職業、家業）	社会奉仕、ボランティア活動	特にな
60～64歳	64.0	71.8	52.1	47.2	45.1	29.8	37.8	32.6	32.4	55.7	8.8	4.1
65～69歳	67.8	70.9	56.0	51.4	51.0	40.1	37.4	39.0	35.3	36.4	11.8	3.7
70～74歳	75.4	71.2	57.3	55.1	52.7	44.6	43.3	42.0	36.6	20.8	13.7	2.2
75～79歳	73.0	72.0	58.3	61.0	55.0	50.0	46.8	44.3	39.0	16.5	13.3	2.5
80歳以上	69.4	66.0	51.8	52.5	52.7	44.7	44.3	41.9	26.3	10.2	11.1	7.1

資料：内閣府「2021年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」

「仕事」の比率は加齢とともに減少し、最大の60～64歳層における55.7%から80歳以上の10.2%になっている。最も「仕事」比率が高い時期では「健康管理」「家事」「衣服」「家族・親戚とのつきあい」「近隣・友人・仲間とのつきあい」「外に出ること」「社会奉仕、ボランティア活動」などの比率が最も低くなっている。つまり、「仕事」以外のほとんどの生活行動ができていく状況にあることが分かる。これに対して、70歳代においては「仕事」比率が下がり、健康状態も維持されていることから、「仕事」以外の生活活動が活発に行われている。生活を享受することを重視し、「社会奉仕、ボランティア活動」への参加比率も高くなっている。65～69歳層は「仕事」重視の60～64歳から脱「仕事」の70歳代への過

渡的な時期となっている。

結局、安倍、菅、岸田の3内閣を通して遂行されてきた「全世代型社会保障」政策は、比較的現役労働者に近く「仕事」優先の60～64歳層の暮らし方に当面は65～69歳層を引き込むという戦略であるが、それは日本の勤労者の老後を消滅させるだけではなく、勤労者の生涯を社会保障に頼れないものへと大きく変えるものである。労働一色の「生涯現役」型人生ではなく、上記の70歳代の高齢者生活が示すような「仕事」以外の多様な活動が展開できる社会保障制度の再構築が不可欠である。そしてそのためにはまずは世代を超えた社会保障情勢の共有が必要であろう。

（はまおか まさよし・佛教大学名誉教授）